

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令案」に関する御意見募集の結果について

令和5年7月21日
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ

1. 概要

デジタル庁デジタル社会共通機能グループでは、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令案」の内容について、以下の要領で、国民の皆様から御意見を募集しました。

○募集期間：令和5年6月1日から6月30日まで（行政手続法に基づく手続）

○提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）意見提出フォーム及び郵送にて御意見を受付

2. お寄せ頂いた御意見

5件

3. 御意見と御意見に対する考え方

御意見及び御意見に対するデジタル庁デジタル社会共通機能グループの考え方は、別添1のとおりです。なお、御意見の内容により整理又は要約しております。

4. その他

今回の改正に係る、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部を改正する命令については、本日、公布しております。